

松江市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年3月24日付け松江市監査委員告示第2号で公表した定期監査（公営企業会計）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成27年5月12日

松江市監査委員 松本 修司
松江市監査委員 児玉 泰州
松江市監査委員 森脇 勇人

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 上下水道局（水道事業会計）</p> <p>① 当期のキャッシュ・フロー計算書の状況を見てみると、資金期末残高は資金期首残高より2億7,390万円減少したものの65億713万円となっており、流動比率も約1,200%と非常に高く、引き続き安定した経営が行なわれ、今年度も約3億1,600万円の純利益を計上する見込みとなっている。こうした状況にあるにもかかわらず、今後10年間における施設や配水管等の更新、耐震化などに要する費用を約200億円と試算され、平成27年1月1日に水道料金の基本料金と給水料金の割合の見直しや値上げを含む料金改定が行われたところである。</p> <p>水道事業は、他の競争相手がいない地域独占の公営企業であり、外部からコスト管理を強制されることがないことから、常にコストの削減や組織のスリム化を進めることで効率的な経営を追求するとともに、安全安心な水を安定的に安価な料金で提供できるよう努められたい。</p>	<p>(1) 上下水道局（水道事業会計）</p> <p>① 本局では、今後10年間で人件費を含む経常経費の10%を削減するとともに、施設においては施設能力の縮小及び工事手法の見直し、管路においては管種・口径の見直しによる建設コストの20%削減を目標に掲げ効率的な事業運営に努めてまいります。</p>
<p>(2) 上下水道局（下水道事業会計）</p> <p>① 当期の下水道の有収率は、公共下水道93.3%、特定環境保全公共下水道93.5%と全</p>	<p>(2) 上下水道局（下水道事業会計）</p> <p>① 特に有収率の低い漁業集落排水について、不明水発生の原因調査を優先して実施し、その調</p>

国平均を大きく上回り、昨年度末時と比較しても高くなっている。集落排水については農業集落排水が 89.0%と低く、更に漁業集落排水は 77.3%と突出して低い（昨年度末と比較しても 3.3 ポイント低い）ので、早急に原因調査を実施され、対応策を講じられたい。

- ② 下水道の設備は、ほぼ同時期に設置されたものが多く、それらの設備が今後一斉に更新時期を迎える。こうした中で、故障等による緊急工事が短期に集中して増えることも予想されることから、計画的な点検による予防保全に努め、緊急工事を減らす努力をされたい。
- ③ 接続率の向上に向け、当期も一定の事業成果が見られているが、まだ多くの未接続世帯が存在している。その中でも集落排水については、接続率の低い地域があるので、包括業務委託への移行を機に、接続率の低い地域については特に重点的に接続勧奨を行われるよう指導されたい。

査結果に基づいて費用対効果（処理能力、対策経費、対策効果等）を総合的に検証したうえで、効率的な不明水対策を実施いたします。

- ② 全施設の電気機械設備の機能診断を平成 27 年度から 2 年間で集中的に実施し、施設ごとの機能保全・修繕計画と改築更新計画を策定し、計画的かつ効率的な施設管理を実施することで、施設の安定稼働に努めてまいります。
- ③ 未接続の理由として建物の老朽化による経済的な理由の他に、高齢化や跡取りの問題など難しい理由もあります。
これらを踏まえ、対象世帯の実情に応じた集中的・優先的な勧奨を実施するとともに重点的に接続勧奨が必要な地区については、職員自らが地域へ出かけ、個々の事情を聞かせていただくなど、さらなる接続率の向上に取り組んでまいります。

(3) ガス局（ガス事業会計）

- ① 当会計においては、当年度から新地方公営企業会計基準（以下、この報告書において「新会計基準」という。）を適用して財務諸表等を作成されている。この新会計基準適用に伴い、今まで資本金としていた企業債を負債計上したことで、当期の流動比率は約 60%となったところである。また、キャッシュ・フロー計算書を見ても、資金不足となる可能性が高く、非常に厳しい経営状況であることがうかがえる。今後は、この流動比率の改善はもちろんのこと、他の経営指標なども見据えながら経営改善に取り組まされたい。
- ② 国が進めているガスシステム改革により、都市ガスの自由化が数年後に迫ってきている。こうした中で、ガス事業者として事業を安定的に継続していくためには、ガスだけでなく電気も

(3) ガス局（ガス事業会計）

- ① 平成 27 年度末ガス事業予定貸借対照表の流動比率は 38.7%となる見込みであり、一方、起債残高は毎年 3 億円減少する見込みですが、流動負債の大半を占める企業債償還金は 4 億 2 千万円前後で推移し、非常に厳しい経営状況が続いています。
こうした中で、販売量の拡大と単位消費量の増大を図り、一方で、原料費の圧縮に努めるとともに、基準原料価格の見直しも見据えて、引き続き経営改善に取り組んでまいります。
- ② 電気の小売り全面自由化に向けて、公営ガス事業も新しいエネルギー事業の展開を求められており、ガス局は法的な検討を行っているところです。このような国のエネルギー政策の転

含めた総合エネルギー事業を目指していかなければならなくなっている。

当市の都市ガス事業を見てみると、顧客数や販売量は、他燃料との競争や市街地の空洞化等の影響により減少傾向が続いている。企業債については、毎年度約1億円の借入に対し、約4億円の償還を行っており、本年度末には企業債残高が38億円余りとなる見込みである。

このような中、本市における都市ガス事業を維持・発展させるため、民営化に対する取組みを推進されたい。

換を受けて、エネルギー業界の再編、集約化の動きが急速に進みつつありますので、これらの動向を注視するとともに、業界市場の状況等を調査して、民営化のプロセスをまとめてまいります。

(4) 交通局（自動車運送事業会計）

- ① 当期の経営状況を見てみると、本業の経営成績である営業損益においては1億円余りの赤字となっているものの、経常損益では他会計からの補助金等により黒字となっている。しかし、過去5年間の半期における営業損益を見てみると、年々赤字が膨らんでいる状況にあるので、営業活動による収益の確保と組織のスリム化や業務の効率化などにより、営業損益の赤字の縮減に努められたい。

- ② 当期も安全運行に向けいろいろな研修など

(4) 交通局（自動車運送事業会計）

- ① 営業活動については、昨年10月以降開始した「バスに乗ってみませんか事業」、「とってもお得バス利用事業」、「スサノオマジック応援事業」等をノーマイカーウィーク協賛事業所等市内企業事業所180社、公民館、地域諸団体及び学校に対して、局長がPR利用促進の協力・周知を図ってまいりました。今後は、ターミナル周辺の企業事業所等に対しても、PR利用促進の協力・周知を行うことに併せて、貸切受注の促進に向けたPR活動にも取り組むことで、収益の確保に努めてまいります。

事務所体制の効率化については、局長、運輸課長がそれぞれ総務課長、技師長を兼務することで管理職を2名減員し、業務の見直しを行うことで、嘱託職員1名を減員しました。

第一次経営健全化計画においては、単年度の経常収支を黒字化することに拘泥したことで、事業運営上の基本となる正規運転士比率50%達成に遠く及ばなかったため、平成25年度以降職員採用を含む体制確立と固定費用の確定に向けて取り組んだところであり、平成27年度においては、管理監督職員を含む市に準拠しない独自給与体制の導入（ガラパゴス化）により、長期的、間接的な人件費の縮減にも努めてまいります。

- ② 従前在籍の運転士を市本庁へ任用替えを行

が行われているものの、事故件数の減少には至っていない状況にある。こうしたことに対応するためには、まず現場におけるリーダーの育成が重要である。そして、そのリーダーを中心としたグループ討議での危険予知訓練、また、運転士同士がコミュニケーションを密にし、現場から声を上げていくことなどにより、安全文化の構築に努められたい。

い、平成 20 年度以降正規運転士採用を開始したことから、経験年数が比較的短い者が多いため、小集団グループをまとめていく力量のあるリーダーの育成が進んでいない現状にあります。そこで、運輸課長が添乗指導することに併せて、外部研修専門機関研修による客観的かつ総合的な運転技能診断を受けることで、「気づき」を促し、自己啓発に繋げ、PDCA サイクルを回すことで、安全運行の徹底を図ります。

運行班長の職制上の明確化や副班長の活用を含め、職員の自主的な業務改善活動に取り組んでまいります。

(5) 交通局（駐車場事業会計）

① キャッシュ・フロー計算書によると、当期末の資金残高は約 1 億円ある。この資産の運用について、現在の運用方法には効率性が見られない。今後支出すべき企業債利息の一部に充てるためにも、固定的な現金については、より有利な運用方法を検討されたい。

(5) 交通局（駐車場事業会計）

① 過去 5 年間における現金の出入金動向をみますと、平均して 6,000 万円程度の現金が必要な状況であり、資産運用限度額にも限りがあります。また、市内金融機関において、資産運用の相談を行ったところ、元本割れのリスクを回避した場合、公共債や定期預金等しか選択肢がなく、普通預金と金利が乖離しない状況にあることから、従来通りの運用とさせていただきます。

(6) 市立病院（病院事業会計）

① 当期は、診療報酬の改定による 7 対 1 看護配置加算の要件の厳格化により、患者数が昨年同期と比べて減少した。しかし、重症患者の比率を確保したことより 7 対 1 看護配置加算の要件を満たし、更に、総合入院体制加算の取得などにより入院単価を上げることができたため、一定の収益が確保されている。また、地域医療支援病院の指定を目指し、紹介率及び逆紹介率の基準を昨年から引き続いて高い水準でクリアされている。これら収益増に向けた取組みは評価できることから、引き続きこれらの水準を維持し、今後も収益確保に取り組まれたい。

一方、費用については、保守委託の契約内容

(6) 市立病院（病院事業会計）

① 収益については、7 対 1 看護加算や総合入院体制加算などによる入院単価の確保に加え、地域医療支援病院の指定に取り組み、今後とも安定的な確保に努めてまいります。

一方、費用については、ノウハウのある民間企業の助言を受けて医療機器の保守委託契約を精査し、平成 27 年度の契約にあたり、平成 26 年度と比較して約 300 万円の節減効果を生み出しました。

今後も、委託内容の見直し等も含めて経費節減に努めてまいります。

の見直しにより、約 1,100 万円の費用減を実現しているが、委託料については更なる削減が見込めることから、ノウハウのある人材を活用するなどして委託内容を再度精査し、委託料を引き下げるための努力をされたい。

- ② 当期より未収金対策として、弁護士と債権回収の業務委託を締結し、既に一定の効果を上げられている。今後も、弁護士を活用した債権回収を推進するなど、積極的な未収金対策に努められたい。

- ② 患者負担分の未収金については、引き続き専門知識を有する弁護士事務所により債権回収を行うこととしています。

厳しい経済状況のなかで診療費の支払いが困難な方もいらっしゃいますが、「個別の支払い相談等の窓口」を設置するなど、適切に対応してまいります。